

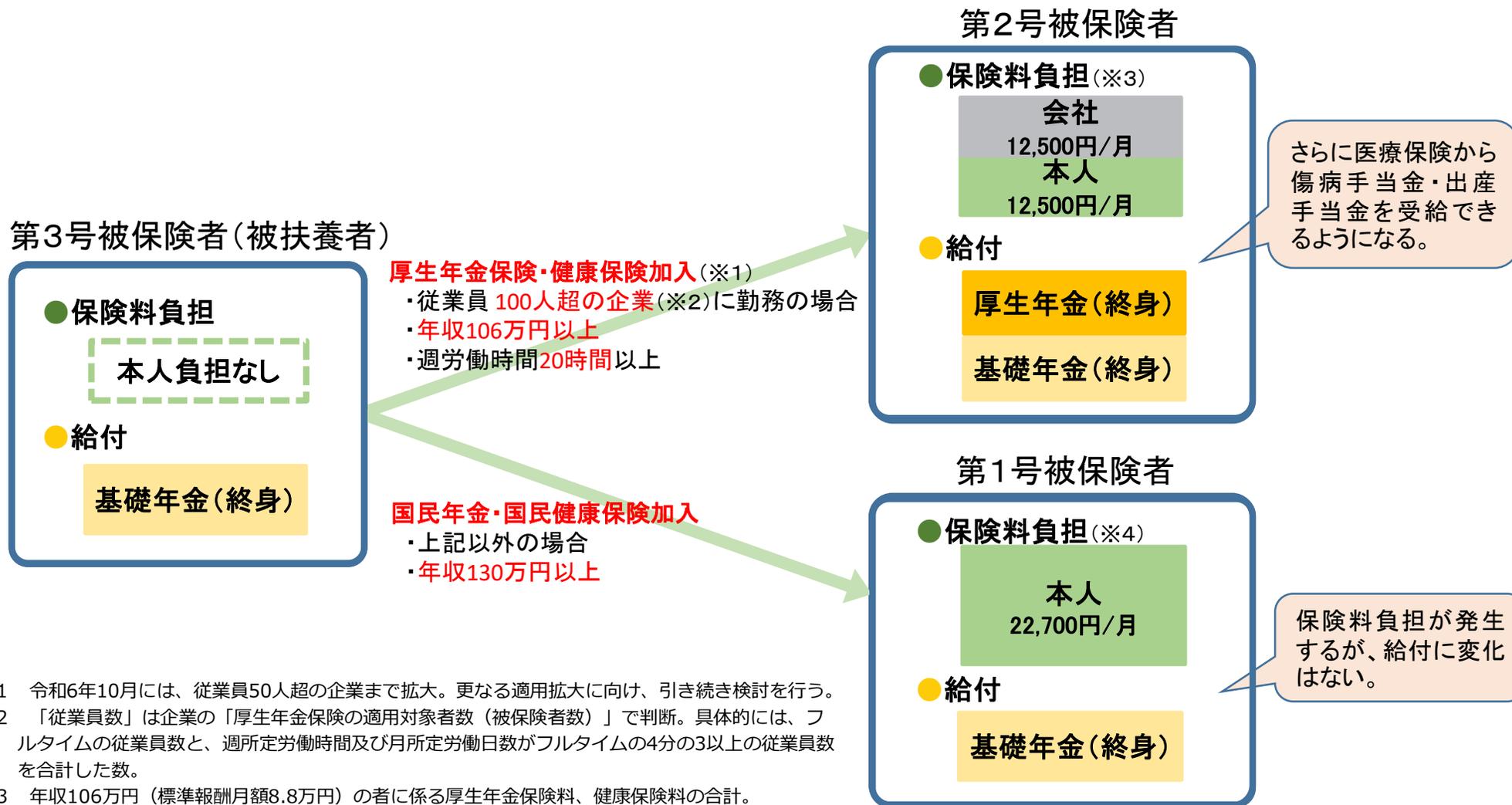
**「106万円の年収の壁」に対応！  
キャリアアップ助成金  
（社会保険適用時処遇改善コース）**

佐賀労働局 職業対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 「年収の壁」に関する適用関係（イメージ）

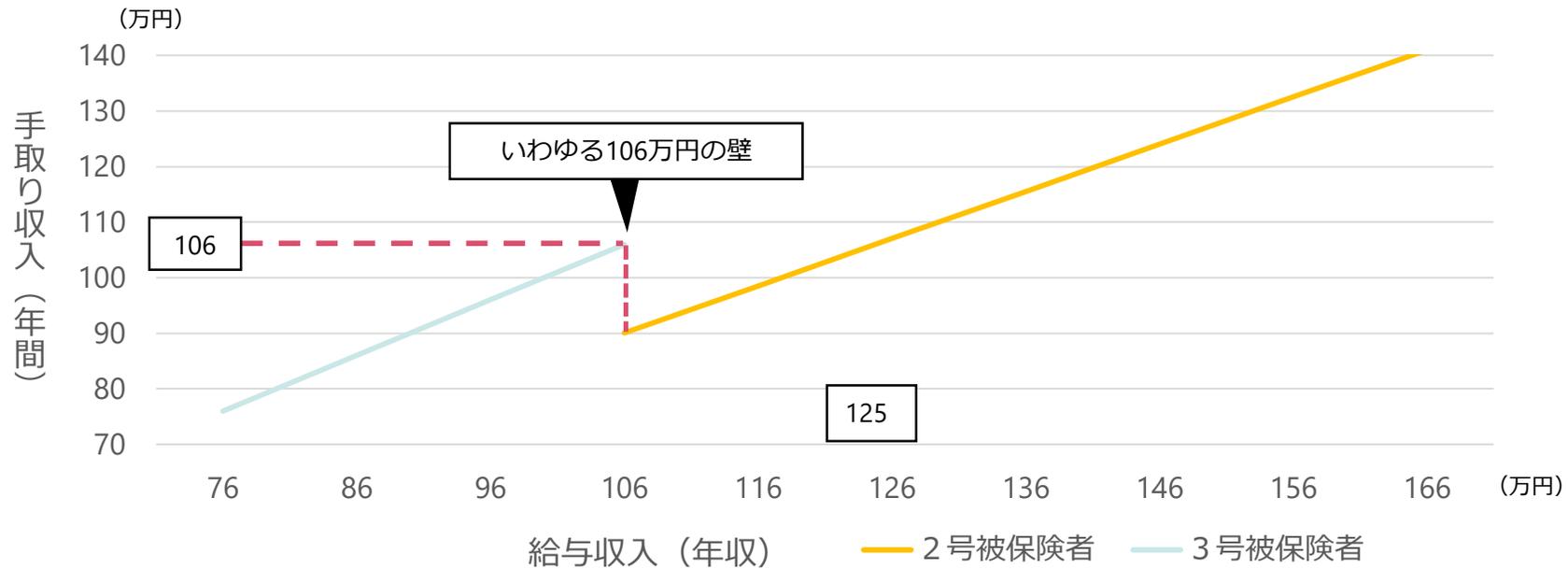
第3号被保険者（被扶養者）の収入等が増加したことにより、被扶養者でなくなる場合、本人が①厚生年金保険・健康保険に加入するか、②国民年金・国民健康保険に加入することになり、社会保険料の負担が発生する。



※1 令和6年10月には、従業員50人超の企業まで拡大。更なる適用拡大に向け、引き続き検討を行う。  
※2 「従業員数」は企業の「厚生年金保険の適用対象者数（被保険者数）」で判断。具体的には、フルタイムの従業員数と、週所定労働時間及び月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の従業員数を合計した数。  
※3 年収106万円（標準報酬月額8.8万円）の者に係る厚生年金保険料、健康保険料の合計。  
※4 年収130万円の者に係る国民年金保険料、国民健康保険料の合計。

# 年収106万円と手取り収入のイメージ

年収106万円の被扶養配偶者が被用者保険の適用を受けると、社会保険料負担により手取り収入が減るが、概ね年収125万円になると手取り収入が戻り、その後は年収増に応じて手取り収入も増える。



※手取り収入の計算にあたっては、給与から社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料）のみを控除した前提とし、税金等については考慮していない。また、令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率1.82%の合計（30.12%）の半分（労使折半）を、本人の保険料負担として計算している。

(参考) 週20時間労働した場合の時給と年収

時給 (円)	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
年収 (万円)	93.6	104	114.4	124.8	135.2	145.6

# 社会保険適用時処遇改善コースを新設しました！

① 手当等支給  
メニュー

② 労働時間延長  
メニュー

③ 併用メニュー

A large red circle with a white border, containing the text '① 手当等支給メニュー'.

① 手当等支給  
メニュー

# ① 手当等支給メニュー

## ◆ 社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の <b>15%以上分</b> を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	<b>6か月ごとに 10万円×2回</b> (大企業は7.5万円×2回)
2年目	②賃金の <b>15%以上分</b> を労働者に追加支給する（社会保険適用促進手当など）とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		<b>6か月ごとに 10万円×2回</b> (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③賃金（基本給）の <b>18%以上</b> を増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）		<b>6か月で 10万円</b> (大企業は7.5万円)

A large teal circle with a white border, containing the text '②労働時間延長メニュー'.

②労働時間延長  
メニュー

## ②労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。

以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人当たり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）を支給します。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	—	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	<b>6か月で 30万円</b> (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満		<b>5%以上</b>		
③	2時間以上 3時間未満		<b>10%以上</b>		
④	1時間以上 2時間未満		<b>15%以上</b>		

### ③ 併用メニュー

### ③併用メニュー

1年目に「①手当等支給メニュー」の取組による助成を受けた後、2年目に「②労働時間延長メニュー」の取組による助成を受けることができます。

	要件		申請時期	1人当たり助成額		
1年目	賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）		左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	<b>6か月ごとに 10万円×2回</b> (大企業は7.5万円)		
2年目	上記の取組を行った上で、以下のいずれかの取組を行うこと				<b>6か月で 30万円</b> (大企業は22.5万円)	
		週所定労働時間の延長				賃金の増額
	①	4時間以上				—
	②	3時間以上 4時間未満				<b>5%以上</b>
	③	2時間以上 3時間未満				<b>10%以上</b>
④	1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>				

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置／加算額（1人当たり）
<p><b>正社員化支援</b></p> <p><b>正社員化コース</b> 有期雇用労働者等を正社員化（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む</p> <p>➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要</p> <hr/> <p><b>障害者正社員化コース</b> 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換</p>	<p>①有期→正規： <b>57万円</b>（42.75万円）</p> <p>②無期→正規： <b>28.5万円</b>（21.375万円）</p> <p>※R5.11.28までの要件になります</p> <hr/> <p>①有期→正規： <b>90万円</b>（67.5万円）</p> <p>②有期→無期： <b>45万円</b>（33万円）</p> <p>③無期→正規： <b>45万円</b>（33万円）</p> <p>※重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。</p>	<p><b>正社員化コース</b></p> <p>※R5.11.28までの要件になります</p> <p>■人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化</p> <p>① <b>9.5万円</b>（大企業も同額）</p> <p>② <b>4.75万円</b>（大企業も同額）</p> <p>※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、</p> <p>①<b>11万円</b>②<b>5.5万円</b>（大企業も同額）</p> <p>■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用</p> <p><b>28.5万円</b>（大企業も同額）</p> <p>■母子家庭の母等又は父子家庭の父</p> <p>① <b>9.5万円</b>（大企業も同額）</p> <p>② <b>4.75万円</b>（大企業も同額）</p> <p>■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定</p> <p>1事業所当たり <b>9.5万円</b>（7.125万円）</p>
<p><b>処遇改善支援</b></p> <p><b>賃金規定等改定コース</b> 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用</p> <hr/> <p><b>賃金規定等共通化コース</b> 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用</p> <hr/> <p><b>賞与・退職金制度導入コース</b> 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施</p> <hr/> <p><b>社会保険適用時処遇改善コース</b> 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ又は労働時間の延長を実施</p> <p>※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等</p> <p>※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等</p>	<p>① <b>3%以上5%未満</b>： <b>5万円</b>（3.3万円）</p> <p>② <b>5%以上</b>： <b>6.5万円</b>（4.3万円）</p> <hr/> <p>1事業所当たり <b>60万円</b>（45万円）</p> <hr/> <p>1事業所当たり <b>40万円</b>（30万円）</p> <hr/> <p>(1)手当等支給メニュー <b>50万円</b>（37.5万円）（※1）</p> <p>(2)労働時間延長メニュー <b>30万円</b>（22.5万円）</p> <p>※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額</p> <p>※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円</p> <p>※令和8年3月末まで</p>	<p><b>賃金規定等改定コース</b></p> <p>■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり <b>20万円</b>（15万円）</p> <hr/> <p><b>賞与・退職金制度導入コース</b></p> <p>■同時に導入した場合 1事業所当たり <b>16.8万円</b>（12.6万円）</p>

※( )は、大企業の場合の額。  
 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。  
 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。  
 ※左記コースのほか、令和6年3月末までは、短時間労働者労働時間延長コースによる助成23.7万円（17.8万円）を実施

厚生労働省ホームページに、パンフレットのほか、申請の方法や事業主の皆様からよくある質問についてQ&Aを掲載しています。

その他、申請様式などもダウンロードいただけます。

キャリアアップ助成金

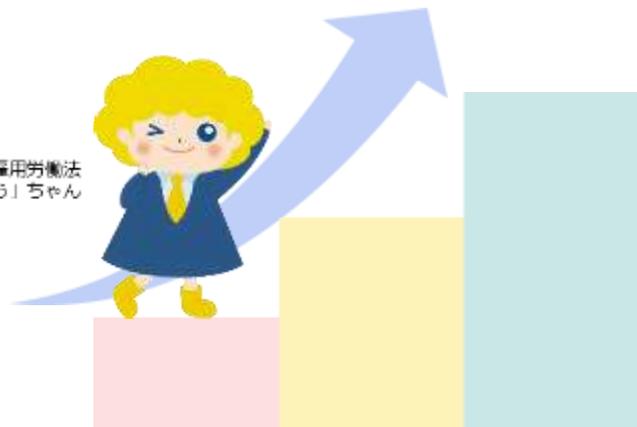
検索



厚生労働省HP  
(キャリアアップ助成金)

**年収の壁**への対応にキャリアアップ助成金をご活用ください。

パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「ハムら」ちゃん



問合せ先

佐賀労働局 職業対策課

☎ 0952-32-7173